

奈良市公報

第 2 5 5 号

平成22年 4 月 1 日印刷発行
発行所 奈 良 市 役 所
発行人 奈 良 市 長
編集人 文 書 法 制 課 長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………	1
○一般競争入札の実施（2 件）……………	2
○予防接種の実施の一部改正……………	4
○奈良市既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金交付要綱を廃止する告示……………	4
○旧柳生藩家老屋敷の臨時休場……………	5
○平成22年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等……………	5
○住居番号の設定……………	5
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………	5
○景観保全型広告整備地区における広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本方針……………	5
○景観保全型広告整備地区の指定……………	7
○景観保全型広告整備地区における広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本方針……………	7
○景観保全型広告整備地区の指定……………	8
○保存樹の指定……………	8
○放置自転車等の保管（2 件）……………	8
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………	9
○事業計画の変更認可に伴う図書の写しの公衆縦覧（2 件）……………	9
○放置自転車等の保管……………	9
○街区の区域等の変更……………	9
○放置自転車等の処分……………	10
○放置自転車等の保管……………	10
○道路の位置指定……………	10
○道路の区域変更……………	10
○道路の供用開始……………	10
○放置自転車等の保管……………	11
○身体障害者福祉法に規定する医師の指定……………	11
○開発行為に関する工事の完了……………	11
○放置自転車等の保管……………	11
○開発行為に関する工事の完了……………	12
○放置自転車等の保管……………	12
○平成21年度奈良市一般会計補正予算等の要領……………	12
3 供用を開始する排水施設の位置	

固定資産評価審査委員会

○奈良市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………	22
--	----

公 営 企 業

○奈良市水道局工事検査規程の一部を改正する規程……………	23
○奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定……………	23
○奈良市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程……………	23
○奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定……………	23

教 育 委 員 会

○奈良市立狭川幼稚園の休園……………	23
○奈良市立小学校通学区の一部改正……………	24
○奈良市指定文化財の指定……………	24
○奈良市指定文化財の指定の解除……………	24

選挙管理委員会

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………	24
----------------------------	----

農 業 委 員 会

○農地部会の招集……………	24
---------------	----

議 会

○議会運営委員会の委員の就任……………	25
---------------------	----

告 示

奈良市告示第88号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成22年 3 月 1 日から 2 週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成22年 3 月 1 日

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成22年 3 月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市あやめ池北一丁目、五条畑一丁目、六条二丁目、法蓮町、高畑町、三条大路三丁目、四条大路三丁目、北永井町、東九条町及び今市町の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
あやめ池北幹線－130	奈良市あやめ池北一丁目1329－ 8	奈良市あやめ池北一丁目1299－ 3
あやめ池北幹線－131	奈良市あやめ池北一丁目1260－ 2	奈良市あやめ池北一丁目1299－ 4

あやめ池北幹線－132	奈良市あやめ池北一丁目1238－1	奈良市あやめ池北一丁目1287－4
あやめ池北幹線－133	奈良市あやめ池北一丁目1238－1	奈良市あやめ池北一丁目1238－1
あやめ池北幹線－134	奈良市あやめ池北一丁目1433－1	奈良市あやめ池北一丁目1060－1
あやめ池北幹線－135	奈良市あやめ池北一丁目1060－5	奈良市あやめ池北一丁目1432－38
五条幹線－218	奈良市五条畑一丁目1171－27	奈良市五条畑一丁目1124－1
六条第2幹線－124	奈良市六条二丁目1126－2	奈良市六条二丁目1129－4
芝辻幹線－28	奈良市法蓮町65－3	奈良市法蓮町84－1
芝辻幹線－29	奈良市法蓮町84－1	奈良市法蓮町84－1
紀寺幹線－37	奈良市高畑町165－7	奈良市高畑町165－6
三条大路幹線－35	奈良市三条大路三丁目100－9	奈良市三条大路三丁目100－8
三条大路幹線－36	奈良市三条大路三丁目100－9	奈良市三条大路四丁目100－27
三条大路幹線－37	奈良市三条大路三丁目505－2	奈良市三条大路三丁目457－4
三条大路幹線－38	奈良市四条大路三丁目943－1	奈良市四条大路三丁目98－5
三条大路幹線－39	奈良市四条大路三丁目99－4	奈良市四条大路三丁目99－4
三条大路幹線－40	奈良市四条大路三丁目932－1	奈良市四条大路三丁目933－1
都跡幹線－313	奈良市法蓮町1934－13	奈良市法蓮町1934－15
北永井幹線－322	奈良市北永井町223－2	奈良市北永井町225
大安寺第1幹線－216	奈良市東九条町1109－2	奈良市東九条町1112－1
今市幹線－62	奈良市今市町845－1	奈良市今市町845－1
今市幹線－63	奈良市今市町845－1	奈良市今市町845－1
今市幹線－64	奈良市今市町845－1	奈良市今市町845－1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成22年3月1日揭示済)

奈良市告示第89号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成22年3月1日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

鴻ノ池運動公園施設整備工事はか3件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。

(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

(6) 当該工事に入札参加申請日以前に3箇月以上の雇用関係にある主任技術者が配置できること。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成22年 3 月 4 日までは閲覧コーナー、
5 日以降から入札日前日までは監理課窓口

4 開札の場所

奈良市役所入札室

5 開札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定
の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第
2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留又は簡易書留

(2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証
金を納付したことを確認できる書類の同封がされて
いない入札

ウ 同一の入札参加者が 2 通以上の入札書を提出した
入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法
によらない入札書、期限までに到達しなかった入札
書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成22年 3 月 4
日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日
を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後
1 時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書
を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工
事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通
知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、
入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成22年 3 月 5 日までに入札参加申請者に通知しま
す。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 入札者が 1 人であるときは、入札は成立しないもの
とする。

(3) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈

良市契約規則によります。

(4) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

(平成22年 3 月 1 日揭示済)

奈良市告示第90号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施
行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び奈良
市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第 2 条の規定に
より公告します。

平成22年 3 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 入札に付する事項

(1) 工 事 名 東登美ヶ丘小学校大規模改造工事
(Ⅱ期)

(2) 工 事 場 所 奈良市東登美ヶ丘四丁目21番地33
号

(3) 工 期 契約日から平成22年 9 月30日まで

(4) 工 事 概 要 耐震補強工事一式
建築改修工事一式
電気設備工事一式
機械設備工事一式

(5) 予 定 価 格 328,670千円（消費税及び地方消
費税を除く）

(6) 最低制限基準価格 288,463千円（消費税及び地方消
費税を除く）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2 社または 3 社による特定建設工事共同企業体（市内
に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、
その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすも
のであること。

(1) 平成21年度において本市が発注する建設工事の請負
契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

(2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級
が A に格付されていること。

(3) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者（監理技術者を 1 名以上専任で配置）

ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資
格を有する者であること。

イ 「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習
修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる
者であること。

ウ 入札参加申請日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係に
ある者であること。

イ 代表者以外の構成員（1 名以上専任で配置）

ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資
格を有する者であること。

イ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」

及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者であること。 (ウ) 入札参加申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。 (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。 (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。 3 設計図書等を示す日時及び場所 (1) 日時 平成22年3月1日から入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。） (2) 場所 奈良市総務部監理課 なお、設計図書等は、奈良市ホームページよりダウンロードしてください。 4 開札の場所及び日時 奈良市役所 入札室 平成22年3月30日 午前9時20分 5 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。 6 入札参加申請 (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。 ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書 イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型） ウ 委任状 エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員） オ 配置予定技術者が入札参加申請日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等） カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員） (2) 入札参加申請方法 平成22年3月1日から3月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。 7 入札参加資格の審査及び決定 (1) 審査機関 入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通	知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。 (2) 入札参加者の決定通知 平成22年3月12日までに、共同企業体の代表者に通知します。 8 電子入札に関する事項 (1) 電子入札の入札参加申請期間 平成22年3月1日から3月8日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで (2) 電子入札の入札参加確認通知日 平成22年3月12日 (3) 入札書の提出期間 平成22年3月15日から3月29日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで (4) 電子入札の無効 ア 入札に参加する資格のない者のした入札 イ 他人のICカードを使用した入札 ウ 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札書及び内訳書が添付されていない入札書 エ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札 オ 内訳書の日付が開札日でない場合 カ その他市長の定める入札条件に違反した入札 (5) その他の詳細は、奈良市電子入札運用基準による。 9 その他 (1) その他の詳細は、入札者心得によります。 (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。 (3) 問い合わせ先 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市総務部監理課 電話 0742-34-4743 (平成22年3月1日揭示済) 奈良市告示第91号 平成21年奈良市告示第153号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。 平成22年3月1日 奈良市長 仲川元庸 次のよう省略 (平成22年3月1日揭示済) 奈良市告示第92号 奈良市既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。 平成22年3月1日 奈良市長 仲川元庸 奈良市既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金交付要綱を廃止する告示 奈良市既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金交付要綱（平成19年奈良市告示第175号）は、廃止する。
--	---

附 則
この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月 1 日揭示済)

奈良市告示第93号

奈良市柳生の里観光施設条例（昭和61年奈良市条例第 8 号）第 2 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり臨時に休場します。
平成22年 3 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

施 設 名	臨時に休場する日
旧柳生藩家老屋敷	平成22年 3 月 8 日（月） ～同月31日（水）

(平成22年 3 月 1 日揭示済)

奈良市告示第94号

平成22年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間、縦覧場所等を、地方税法（昭和25年法律第 226号）第416条第 3 項及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第85条第 2 項の規定により、次のとおり公示します。
平成22年 3 月 1 日

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
宮 際 幹	みやぎわ内科クリニック	奈良市押熊町1141番地	内科・消化器科 (肝臓機能障害)	平成22年 2 月 4 日
藤 本 隆由	西奈良中央病院	奈良市百楽園五丁目 2 番 6 号	内科 (肝臓機能障害)	平成22年 2 月 4 日
林 勝文	奈良西部病院	奈良市三碓町2143番地の 1	内科 (肝臓機能障害)	平成22年 2 月25日
法 田 浩一	奈良西部病院	奈良市三碓町2143番地の 1	内科 (肝臓機能障害)	平成22年 2 月25日
西 尾 和司	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目643番地	外科 (肝臓機能障害)	平成22年 2 月 4 日
久 永 倫聖	済生会奈良病院	奈良市八条四丁目643番地	外科 (肝臓機能障害)	平成22年 2 月 4 日
			外科 (ぼうこう直腸機能障害)	平成22年 2 月16日

(平成22年 3 月 2 日揭示済)

奈良市告示第97号

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）第 8 条第 2 項の規定により学研奈良登美ヶ丘駅西地区景観保全型広告整備地区における広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本方針を定めたので、同条第 4 項の規定により次のとおり公表します。
平成22年 3 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 奈良市長 仲 川 元 庸
- 縦覧の期間 平成22年 4 月 1 日から同年 4 月30日まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
 - 縦覧の期間 午前 9 時00分から午後 5 時00分まで
 - 縦覧の場所 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 東棟 2 階 資産税課
(平成22年 3 月 1 日揭示済)

奈良市告示第95号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。
平成22年 3 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

次のとおり省略
(平成22年 3 月 2 日揭示済)

奈良市告示第96号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第 3 条の規定により告示します。
平成22年 3 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 広告物の表示及びこれを掲出する物件の設置に関する基本構想
近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区は、「地域の生活拠点」として総合的な整備をめざす地区として位置づけられており、本地区は、その地区の一部であり、平成17年度に景観保全型広告整備地区に指定した「学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区」と教育施設及び新たに形成される住宅地との中間地点に位置する。
本地区は、集約的な都市機能を持ち豊かな自然的環境との調和を考慮した街並みを目指す「学研奈良登美ヶ丘

駅周辺地区」との調和を図り、周辺の良い住環境・教育環境へ配慮しながら、人々が集い、交流する賑わいと活気にあふれた生活拠点を創出し、魅力ある市街地の形成を目標としている。特に、都市計画道路押熊真弓線に面する部分については、街並みとの調和はもちろんのこと、歩行者に優しく魅力ある沿道景観の育成が必要となる。

このように、駅周辺地区と共に一体感のある街並みの育成、周辺の住環境・教育環境の保全及び良好な沿道景観の形成を図る地区であるため、景観保全を重視した屋外広告景観の形成を推進する。

ア 歩行者を意識した優しいまちづくりにふさわしい広告景観づくり

市民が交流し、賑わいのある緑豊かな街並みとなるような広告景観づくりをめざす。

地区計画で定める壁面後退ラインより突出して広

告物を掲出せず、歩行者に圧迫感を与えないこと。

イ 良好な沿道景観にふさわしい広告景観づくり
街並みとの調和を意識したデザインとすること。
できるだけ集合化しデザイン化を図ること。

ウ 周辺の住環境及び教育環境に配慮した広告景観づくり

周辺の良好な住環境及び教育環境の保全に配慮したデザインとすること。

周辺区域からの眺望を阻害する屋外広告物は設置しないこと。

周辺の住宅地の良好な住環境に配慮し、住宅地側に広告物を設置しないこと。

2 広告物及びこれを掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

学研奈良登美ヶ丘駅西地区景観保全型広告整備地区における広告景観形成基準は、次のとおりとする。

種別	地域及び場所	近接商業地域		第一種住居地域
		300/80 25m高度地区	200/80 20m高度地区	200/60 15m高度地区
全 広 告 物	広告物の用途	1 当該地区内に関する表示内容に限ること。ただし、駅、官公庁又は公共施設の案内のためのもの及び行政指導に基づくものを除く。 2 自己外の広告物は設置しないこと。		
	照明	1 点滅しないものに限ること。 2 動画等を表示するものは設置しないこと。 3 回転しないものに限ること。ただし、車両出庫の警告用は除く。 4 イルミネーション、ネオンサインの設置については、デザイン化を図り、建物と調和を図ること。		
	色彩	地色については、白、ベージュ、グレー、茶、紺、黒その他これに近い淡色若しくは壁面と同色とすること。		
	位置	地区計画で定める壁面後退ライン（1m）より突出して掲出しないこと。ただし、車両出庫に関する広告物を除く（道路境界を越えないこと）。		
屋上広告物		設置しないこと。		
壁 面 広 告 物	全 体	できるだけ集合化しデザイン化を図ること。		
	壁 面 付	1 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 2 4階以上に掲出するものについては、切り文字形式とすること。 3 大きさ、設置高さ等は、建物と調和を図ること。		1 壁面に直接ペイントするものは設置しないこと。 2 ひとつあたりの表示面積は、10平方メートル以下とし、他の広告物の表示面積を含め当該壁面の5分の1以下とする。 3 なるべく切り文字形式とすること。
		1 枠付き広告幕は、イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。 2 窓のガラス面へは掲出しないこと。ただし、ガラスのデザインで表示するものやショーウィンドウは除く。		1 枠付き広告幕は掲出しないこと。 2 窓のガラス面へは掲出しないこと。
	突 出	1 連続性や統一感を持たせ、デザイン化を図ること。 2 大きさ、設置高さは、建物と調和を図ること。		

塀垣広告物	原則として設置しないこと。	
広告塔	1 できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 2 高さは8メートルまでとする。 3 1基あたりの総表示面積は20平方メートル以下であって、かつ、1面の最高の面積は10平方メートル以下とする。	1 できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 2 高さは6メートルまでとする。 3 1基あたりの総表示面積は20平方メートル以下であって、かつ、1面の最高の面積は10平方メートル以下とする。
広告板	1 できるだけ集合化しデザイン化を図ること。 2 1基あたりの総表示面積は10平方メートル以下とする。 3 交通対策等に関するもので行政指導に基づくものは、別に協議すること。	
アーチ広告物	一般基準を遵守すること。	設置しないこと。
気球広告物 広告幕	イベント時のみ掲出とし、イベント終了後は速やかに撤去すること。 ただし、祭典、縁日、臨時興行、大売出しのほか、地区内の住宅販売等の一時的なものに限る。	
電柱広告物 はり札 はり紙 立看板	設置しないこと。	

(平成22年 3 月 2 日掲示済)

奈良市告示第98号

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）第8条第1項の規定により景観保全型広告整備地区を指定したので、同条例第31条の規定により次のとおり告示します。
平成22年 3 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 景観保全型広告整備地区の名称
学研奈良登美ヶ丘駅西地区景観保全型広告整備地区
- 2 指定年月日
平成22年 3 月 2 日
- 3 景観保全型広告整備地区に指定する土地の区域
別図のとおり

別図省略

(平成22年 3 月 2 日掲示済)

奈良市告示第99号

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）第8条第2項の規定により押熊真弓線登美ヶ丘地区道路景観保全型広告整備地区における広告物の表示又はこれを掲出する物件の設置に関する基本方針を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり公表します。
平成22年 3 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 広告物の表示及びこれを掲出する物件の設置に関する基本構想
学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区は、「地域の生活拠点」

として総合的な整備をめざす地区として位置づけられており、土地区画整理事業等の都市基盤整備にあわせて多様な都市機能の導入を図るため用途地域等の変更が実施された。その地区を東西に貫く都市計画道路押熊真弓線の一部である本道路区域は、用途地域変更により奈良市屋外広告物条例に定める禁止地域から許可地域へと変更となる箇所もある。

このため、良好な沿道景観を維持保全し、周辺の地区計画区域と一体となった沿道景観を形成する必要がある。

このように、現状の良好な沿道景観を保全し、学研奈良登美ヶ丘駅周辺地区と一体となった広告景観を形成する道路であるため、景観保全を重視した屋外広告景観の形成を推進する。

ア 良好な沿道景観にふさわしい広告景観づくり
市民が交流し、賑わいのある緑豊かな街並みとなるような広告景観づくりをめざす。

国、地方公共団体又は市長が認める公共団体が公共的目的をもって表示するものに限る。

イ 周辺の街並みと一体となった沿道景観にふさわしい広告景観づくり

街並みとの調和を意識したデザインとすること。

- 2 広告物及びこれを掲出する物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項
押熊真弓線登美ヶ丘地区道路景観保全型広告整備地区における広告景観形成基準は、次のとおりとする。

地域及び場所 種別	近 隣 商 業 地 域 第 一 種 住 居 地 域 第一種中高層住居専用地域
--------------	--

全 広 告 物	広 告 物 の 用 途	国、地方公共団体又は市長が認める公 共的団体が公共的目的をもって表示する ものに限る。
	照 明	1 点滅しないものに限ること。 2 動画等を表示するものは設置しない こと。 3 回転しないものに限ること。
	色 彩	地色については、白、ベージュ、グレー、 茶、紺、黒その他これに近い淡色若しく は壁面と同色とすること。
	位 置	
屋上広告物		設置できない。
壁 面 広 告 物	全 体	設置できない。
	壁 面 直 付	
	突 出	
塀垣広告物		設置できない。
広 告 塔		設置しないこと。
広 告 板		設置しないこと。
アーチ広告物		設置しないこと。
気 球 広 告 物 広 告 幕		設置できない。
電 柱 広 告 物 は り 札 は り 紙 立 看 板		設置しないこと。

(平成22年 3 月 2 日揭示済)

奈良市告示第100号

奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）第
8 条第 1 項の規定により景観保全型広告整備地区を指定し
たので、同条例第31条の規定により次のとおり告示します。
平成22年 3 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 景観保全型広告整備地区の名称
押熊真弓線登美ヶ丘地区道路景観保全型広告整備地区
- 2 指定年月日
平成22年 3 月 2 日
- 3 景観保全型広告整備地区に指定する土地の区域
別図のとおり
- 別図省略

(平成22年 3 月 2 日揭示済)

奈良市告示第101号

奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例（平成
14年奈良市条例第51号）第 7 条第 1 項の規定により保存樹

を指定したので、同条第 5 項の規定により次のとおり告示
します。

平成22年 3 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸
保存樹として指定することが適当であると認める樹木

21－001	樹木の名称	ヤマザクラ・ムロ ノキ	本数	1 本
	所 在 地	奈良市別所町775		
	所(占)有者	奈良市別所町自治会		
21－002	樹木の名称	スギ	本数	1 本
	所 在 地	奈良市別所町308		
	所(占)有者	井頭 豊治		

以上 2 本

(平成22年 3 月 2 日揭示済)

奈良市告示第102号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良
市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域
内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し
たので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 3 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年 3 月 1 日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置
禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288－1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条
例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定す
る市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除
く。
- 6 引取時間
午前 9 時から午後 4 時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認でき
るもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちく
ださい。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
（平成22年 3 月 2 日揭示済）

奈良市告示第103号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 3 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成22年 3 月 2 日

3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
（平成22年 3 月 2 日揭示済）

奈良市告示第104号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第 3 条の規定により告示します。

平成22年 3 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
北井 祥三	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番 1 号	外科 (肝臓機能障害)	平成22年 2 月25日
角田 圭雄	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番 1 号	消化器科 (肝臓機能障害)	平成22年 2 月25日
吉井 稔章	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番 1 号	眼科 (視覚障害)	平成22年 2 月17日
長見 周平	市立奈良病院	奈良市東紀寺町一丁目50番 1 号	神経内科 (肢体不自由)	平成22年 2 月17日

（平成22年 3 月 2 日揭示済）

平成22年 3 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市告示第105号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・2・100三条菅原線の事業計画について変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第 2 項において準用する同法第62条第 2 項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成22年 3 月 2 日

奈良市長 仲 川 元 庸

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市建設部道路室街路課

（平成22年 3 月 2 日揭示済）

奈良市告示第106号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・2・100三条菅原線の事業計画について変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第 2 項において準用する同法第62条第 2 項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市建設部道路室街路課

（平成22年 3 月 2 日揭示済）

奈良市告示第107号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 3 月 4 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成22年 3 月 4 日

3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
（平成22年 3 月 4 日揭示済）

奈良市告示第108号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域及び街区符号を次のとおり変更します。

平成22年 3 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 変更の年月日
平成22年 3 月 5 日
- 2 街区の区域及び街区符号
(1) あやめ池北一丁目の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

別図1及び別図2 省略

(平成22年 3 月 5 日揭示済)

奈良市告示第109号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成22年 3 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成22年 3 月19日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成21年12月1日、同月4日、同月6日、同月8日、同月10日から同月11日まで、同月14日、同月16日から同月17日まで、同月22日。

(平成22年 3 月 5 日揭示済)

奈良市告示第110号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年 3 月 5 日

整理番号	路 線 名	区 間	変 更 前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
1	九 条 線	北之庄西町一丁目12番1地先から	前	16.00～20.00	727.70	
		西九条町五丁目3番13地先まで	後	16.00～23.60	727.70	

(平成22年 3 月 8 日揭示済)

奈良市告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成22年 3 月 9 日から次のように道路の供用を開

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年 3 月 5 日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年 3 月 5 日揭示済)

奈良市告示第111号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成22年 3 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良市白毫寺町835番地の1-2-202
申請者氏名	株式会社シャムロック 代表取締役 國澤 秀之
道路の位置	奈良市南京終町三丁目405番1の一部
道路の幅員	最大4.00m 最小4.00m
道路の延長	41.02m
指定年月日	平成22年 3 月 5 日
指 定 番 号	第21017号

(平成22年 3 月 5 日揭示済)

奈良市告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年 3 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年 3 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	九 条 線	北之庄西町一丁目12番 1 地先から	西九条町五丁目 3 番13地先まで	L = 727.70 W = 16.00～23.60

(平成22年 3 月 8 日揭示済)

奈良市告示第114号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 3 月 8 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年 3 月 7 日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年 3 月 8 日揭示済)

奈良市告示第115号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第 3 条の規定により告示します。

平成22年 3 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
菊池 英亮	奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目30番 1 号	消化器内科 (肝臓機能障害)	平成22年 3 月 8 日
中谷 敏也	奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目30番 1 号	消化器内科 (肝臓機能障害)	平成22年 3 月 8 日
向川 智英	奈良県立奈良病院	奈良市平松一丁目30番 1 号	外科 (ぼうこう直腸機能障害)	平成22年 3 月 8 日
			外科 (小腸機能障害)	平成22年 2 月16日

(平成22年 3 月 9 日揭示済)

奈良市告示第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年 3 月11日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

平成20年 9 月18日 奈良市指令都整開 第08A - 1001号

平成20年11月17日 奈良市指令都整開 第08A - 1001 - 1号

平成22年 2 月15日 奈良市指令都整開 第08A - 1001 - 2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成22年 3 月11日 第1205号

(2) 公共施設 平成22年 3 月11日 第538号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市鶴舞西町3142番18

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市城東区森之宮一丁目 6 番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

理事・支社長 齊藤 親

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市鶴舞西町3142番18の一部

(2) 公園

奈良市鶴舞西町3142番18の一部

(3) 緑地

奈良市鶴舞西町3142番18の一部

(平成22年 3 月11日揭示済)

奈良市告示第117号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 3 月12日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年 3 月12日

3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成22年 3 月12日揭示済)

奈良市告示第118号
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
平成22年 3 月15日
奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号
平成21年 8 月 4 日 奈良市指令都整開 第09 A－16号
平成22年 2 月25日 奈良市指令都整開 第09 A－16－1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成22年 3 月15日 第1206号

3 開発区域に含まれる地域
奈良市帝塚山西二丁目1412番365

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市富雄元町 2 丁目 6 番37－ 1 号
株式会社サンライズホーム
代表取締役 松中 隆
(平成22年 3 月15日揭示済)

奈良市告示第119号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第 1 項の規定により告示します。
平成22年 3 月15日
奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成22年 3 月15日

3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成22年 3 月15日揭示済)

奈良市告示第120号
第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		54,519,067 ^{千円}	△1,900,000 ^{千円}	52,619,067 ^{千円}

平成22年奈良市議会 3 月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第 2 項の規定により別紙のとおり公表します。
平成22年 3 月15日
奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成21年度奈良市一般会計補正予算（第 5 号）
2 平成21年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算（第 2 号）
3 平成21年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 2 号）
4 平成21年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
5 平成21年度奈良市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
6 平成21年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
7 平成21年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）
8 平成21年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
9 平成21年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
10 平成21年度奈良市宅地造成事業費特別会計補正予算（第 1 号）
11 平成21年度奈良市病院事業会計補正予算（第 3 号）
平成21年度奈良市一般会計補正予算（第 5 号）
平成21年度奈良市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,044,613千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127,504,767千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
(継続費の補正)
第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。
(繰越明許費)
第 3 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。
(債務負担行為の補正)
第 4 条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)
第 5 条 地方債の追加及び変更は、「第 5 表 地方債補正」による。

	1 市 民 税	28,190,369	△1,406,412	26,783,957
	2 固 定 資 産 税	20,046,583	△379,650	19,666,933
	3 軽 自 動 車 税	397,886	△3,365	394,521
	4 市 た ば こ 税	1,647,835	△64,000	1,583,835
	7 事 業 所 税	846,326	13,917	860,243
	8 都 市 計 画 税	3,379,560	△60,490	3,319,070
4 配 当 割 交 付 金		410,000	△230,000	180,000
	1 配 当 割 交 付 金	410,000	△230,000	180,000
11 地 方 交 付 税		12,918,234	538,700	13,456,934
	1 地 方 交 付 税	12,918,234	538,700	13,456,934
13 分 担 金 及 び 金 負 担 金		1,247,215	△6,612	1,240,603
	1 分 担 金	15,738	△6,612	9,126
14 使 用 料 及 び 料 手 数 料		2,655,508	98,000	2,753,508
	1 使 用 料	1,865,516	98,000	1,963,516
15 国 庫 支 出 金		16,900,282	1,126,058	18,026,340
	1 国 庫 負 担 金	12,178,808	260,250	12,439,058
	2 国 庫 補 助 金	1,992,550	117,200	2,109,750
	4 国 庫 交 付 金	2,577,152	748,608	3,325,760
16 県 支 出 金		4,605,477	18,141	4,623,618
	1 県 負 担 金	3,292,329	5,189	3,297,518
	2 県 補 助 金	1,079,003	11,187	1,090,190
	4 県 交 付 金	68,674	1,765	70,439
18 寄 附 金		157,500	206,000	363,500
	1 寄 附 金	157,500	206,000	363,500
19 繰 入 金		4,082,370	200,000	4,282,370
	1 基 金 繰 入 金	4,082,370	200,000	4,282,370
22 市 債		20,864,900	△1,094,900	19,770,000
	1 市 債	20,864,900	△1,094,900	19,770,000
歳 入 合 計		128,549,380	△1,044,613	127,504,767

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		18,593,750 ^{千円}	99,782 ^{千円}	18,693,532 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	13,672,864	87,000	13,759,864
	2 企 画 費	2,456,107	89,005	2,545,112

	3 徴 税 費	1,454,103	△32,223	1,421,880
	5 選 挙 費	440,933	△44,000	396,933
3 民 生 費		41,701,537	241,125	41,942,662
	1 社 会 福 祉 費	17,925,441	△81,775	17,843,666
	2 児 童 福 祉 費	12,901,517	△77,100	12,824,417
	3 生 活 保 護 費	10,814,433	400,000	11,214,433
4 衛 生 費		12,135,572	95,000	12,230,572
	1 保 健 衛 生 費	1,492,953	113,000	1,605,953
	2 保 健 所 費	2,847,564	20,000	2,867,564
	3 清 掃 費	6,167,024	△38,000	6,129,024
6 農 林 水 産 業 費		581,774	17,000	598,774
	1 農 林 費	581,774	17,000	598,774
8 観 光 費		1,038,908	6,000	1,044,908
	1 観 光 費	1,038,908	6,000	1,044,908
9 土 木 費		15,505,926	128,300	15,634,226
	2 道 路 橋 梁 費	2,580,068	170,000	2,750,068
	3 河 川 費	404,415	△21,000	383,415
	4 都 市 計 画 費	11,565,984	△20,700	11,545,284
11 教 育 費		11,955,182	121,500	12,076,682
	1 教 育 総 務 費	2,884,987	△19,000	2,865,987
	2 小 学 校 費	2,495,170	40,000	2,535,170
	3 中 学 校 費	1,460,788	20,000	1,480,788
	5 幼 稚 園 費	1,560,572	75,000	1,635,572
	6 社 会 教 育 費	1,465,136	5,500	1,470,636
12 災 害 復 旧 費		198,900	△48,000	150,900
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	71,000	△36,000	35,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	127,900	△12,000	115,900
13 公 債 費		19,846,814	△1,705,320	18,141,494
	1 公 債 費	19,846,814	△1,705,320	18,141,494
歳 出 合 計		128,549,380	△1,044,613	127,504,767

第2表 継続費補正

1 変更分

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年割額	総 額	年度	年割額

総 務 費	企 画 費	次 期 総 合 計 画 策 定 業 務	千円 24,000	平成 21年度	千円 10,000	千円 22,691	平成 21年度	千円 9,440
				平成 22年度	14,000		平成 22年度	13,251
総 務 費	徴 税 費	固 定 資 産 路 線 価 付 設 業 務	千円 120,000	平成 21年度	千円 24,000	千円 110,251	平成 21年度	千円 21,777
				平成 22年度	60,000		平成 22年度	59,210
				平成 23年度	36,000		平成 23年度	29,264

第 3 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費			千円 54,788
	1 総 務 管 理 費	庁 舎 等 管 理 経 費	8,900
		庁 舎 等 施 設 整 備 事 業	7,000
		ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業 費	32,400
	2 企 画 費	交 通 環 境 整 備 経 費	1,580
		防 災 対 策 経 費	4,908
3 民 生 費			491,150
	1 社 会 福 祉 費	高 齢 者 福 祉 施 設 整 備 事 業	249,050
		社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業	40,000
		障 害 者 福 祉 施 設 整 備 事 業	24,500
	2 児 童 福 祉 費	児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	177,600
4 衛 生 費			55,000
	1 保 健 衛 生 費	予 防 接 種 経 費	40,000
		保 健 衛 生 施 設 整 備 事 業	15,000
6 農 林 水 産 業 費			17,000
	1 農 林 費	土 地 基 盤 整 備 事 業	17,000
8 観 光 費			3,400
	1 観 光 費	観 光 施 設 整 備 事 業	3,400
9 土 木 費			1,916,341
	2 道 路 橋 梁 費	街 路 灯 管 理 経 費	5,000
		道 路 橋 梁 維 持 補 修 経 費	180,701
		道 路 橋 梁 新 設 改 良 事 業	384,300
	3 河 川 費	河 川 堤 防 改 修 事 業	36,000

	4 都市計画費	都市計画基礎調査経費	3,140
		街 路 事 業	1,237,600
		公 園 維 持 補 修 経 費	25,000
		公 園 事 業	44,600
10 消 防 費			24,990
	1 消 防 費	消 防 施 設 整 備 事 業	24,990
11 教 育 費			1,460,969
	1 教育総務費	学 校 I C T 環 境 整 備 経 費	795,062
	2 小 学 校 費	小 学 校 施 設 整 備 事 業	394,800
	3 中 学 校 費	中 学 校 施 設 整 備 事 業	162,900
	4 高等学校費	高 等 学 校 施 設 整 備 事 業	3,000
	5 幼稚園費	幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	75,000
	6 社会教育費	公 民 館 運 営 管 理 経 費	2,760
		社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	19,041
		文 化 財 整 備 事 業	8,406
12 災 害 復 旧 費			82,500
	1 農林水産業施設災害復旧費	農 林 業 用 施 設 災 害 復 旧 事 業	18,000
	2 土木施設災害復旧費	土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	64,500
合 計			4,106,138

第4表 債務負担行為補正

1 追加分

事 項	期 間	限 度 額
仮称南部福祉センター建設事業	平成21年度から 平成22年度まで	千円 560,000

2 廃止分

事 項	期 間	限 度 額
仮称南部老春の家建設事業	平成21年度から 平成22年度まで	千円 558,000

第5表 地方債補正

1 追加分

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
減 収 補 て ん	千円 754,700	普 通 貸 借 又 債 券 発 行	5.0%以内（利率 見直し方式により 当該利率の見直し を行った後において は、見直し後の 利率とする。）	政府資金についてはその融資 条件により、銀行その他の 場合には、その債権者との 協定による。ただし、市 財政の都合により据置期間 を短縮し、もしくは繰上償 還又は低利に借換えすること ができる。
計	754,700			

2 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
庁 舎 等 施 設 整 備 事 業	700,000 ^{千円}	683,000 ^{千円}
ス ポ ー ツ 施 設 整 備 事 業	20,000	30,000
福 祉 施 設 整 備 事 業	1,029,900	917,000
保 健 所 等 施 設 整 備 事 業	1,147,000	1,125,600
清 掃 施 設 整 備 事 業	213,600	288,600
道 路 事 業	800,400	994,400
河 川 事 業	210,000	189,000
都 市 計 画 事 業	4,215,300	4,135,000
消 防 施 設 整 備 事 業	318,000	344,600
高 等 学 校 施 設 整 備 事 業	51,500	57,900
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	41,000	60,400
災 害 復 旧 事 業	90,000	65,500
臨 時 財 政 対 策	4,500,000	4,220,200
借 換	2,684,800	1,060,700
計	20,864,900	19,015,300

平成21年度奈良市下水道事業費特別会計補正予算
(第2号)

平成21年度奈良市の下水道事業費特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ45,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,404,871千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごと

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		3,618,932 ^{千円}	△115,000 ^{千円}	3,503,932 ^{千円}
	1 使用料	3,618,702	△115,000	3,503,702
6 繰入金		3,532,403	△74,200	3,458,203
	1 一般会計繰入金	3,532,403	△74,200	3,458,203
8 市債		3,699,300	144,200	3,843,500
	1 市債	3,699,300	144,200	3,843,500
歳 入 合 計		11,449,871	△45,000	11,404,871

の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越しして使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		5,211,185 ^{千円}	△45,000 ^{千円}	5,166,185 ^{千円}
	1 下水道費	3,531,385	△45,000	3,486,385
歳出合計		11,449,871	△45,000	11,404,871

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費			528,700 ^{千円}
	2 下水管渠費	下水管渠布設事業	528,700
合 計			528,700

第3表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
下水道事業	2,214,800 ^{千円}	2,359,000 ^{千円}
計	3,699,300	3,843,500

平成21年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）

平成21年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ48,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

それぞれ667,691千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 市債		48,500 ^{千円}	△48,500 ^{千円}	— ^{千円}
	1 市債	48,500	△48,500	—
歳入合計		716,191	△48,500	667,691

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		82,170 ^{千円}	△48,500 ^{千円}	33,670 ^{千円}
	1 公債費	82,170	△48,500	33,670
歳出合計		716,191	△48,500	667,691

第2表 地方債補正

1 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
借 換	千円 48,500	千円 —
計	48,500	—

平成21年度奈良市国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)

平成21年度奈良市の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13,199

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 療 養 給 付 費 金 交 付 金		千円 1,424,965	千円 13,199	千円 1,438,164
	1 療 養 給 付 費 金 交 付 金	1,424,965	13,199	1,438,164
歳 入 合 計		34,756,813	13,199	34,770,012

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 諸 支 出 金		千円 73,015	千円 13,199	千円 86,214
	1 還 付 及 び 還 付 加 算 金	58,615	13,199	71,814
歳 出 合 計		34,756,813	13,199	34,770,012

平成21年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第3号)

平成21年度奈良市の老人保健特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ320,

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 支 払 基 金 交 付 金		千円 195,218	千円 △178,850	千円 16,368
	1 支 払 基 金 交 付 金	195,218	△178,850	16,368
2 国 庫 支 出 金		114,042	△94,100	19,942
	1 国 庫 負 担 金	114,042	△94,100	19,942
3 県 支 出 金		25,520	△23,525	1,995
	1 県 負 担 金	25,520	△23,525	1,995
4 繰 入 金		27,217	△23,525	3,692

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,770,012千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

	1 一般会計繰入金	27,217	△23,525	3,692
歳入合計		362,000	△320,000	42,000

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 医療諸費		348,385 ^{千円}	△320,000 ^{千円}	28,385 ^{千円}
	1 医療諸費	348,385	△320,000	28,385
歳出合計		362,000	△320,000	42,000

平成21年度奈良市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)
平成21年度奈良市の土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。
(歳入予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。
2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金
第1表 歳入予算補正

額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。
(繰越明許費)
第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」による。
(地方債の補正)
第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		922,000 ^{千円}	△35,000 ^{千円}	887,000 ^{千円}
	1 一般会計繰入金	922,000	△35,000	887,000
3 市債		563,000	35,000	598,000
	1 市債	563,000	35,000	598,000
歳入合計		2,394,000	—	2,394,000

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費			541,100 ^{千円}
	1 西大寺駅南地区土地区画整理事業費	西大寺駅南地区土地区画整理事業	541,100
2 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費			232,100
	1 JR奈良駅南地区土地区画整理事業費	JR奈良駅南地区土地区画整理事業	232,100
合計			773,200

第3表 地方債補正

1 変更分

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後

J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業	千円 294,000	千円 329,000
計	563,000	598,000

平成21年度奈良市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

平成21年度奈良市の駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1表 歳入予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 100,000	千円 △8,000	千円 92,000
	1 使 用 料	100,000	△8,000	92,000
2 繰 入 金		228,300	8,000	236,300
	1 一般会計繰入金	228,300	8,000	236,300
歳 入 合 計		328,300	—	328,300

平成21年度奈良市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度奈良市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 簡 易 水 道 事 業 費			千円 27,477
	2 簡 易 水 道 施 設 整 備 費	簡 易 水 道 施 設 整 備 事 業	27,477
合 計			27,477

平成21年度奈良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成21年度奈良市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ92,000

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		千円 3,031,718	千円 80,566	千円 3,112,284
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	3,031,718	80,566	3,112,284
3 繰 入 金		649,176	△11,635	637,541
	1 一般会計繰入金	649,176	△11,635	637,541

第1条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳入予算の款・項のみを補正する。

2 歳入予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,955,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4 繰越金		—	23,069	23,069
	1 繰越金	—	23,069	23,069
歳入合計		3,863,000	92,000	3,955,000

(註)「第4款 諸収入」を「第5款 諸収入」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		3,618,223 ^{千円}	92,000 ^{千円}	3,710,223 ^{千円}
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	3,618,223	92,000	3,710,223
歳出合計		3,863,000	92,000	3,955,000

平成21年度奈良市宅地造成事業費特別会計補正予算（第1号）

(総則)

第1条 平成21年度奈良市宅地造成事業費特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成21年度奈良市宅地造成事業費特別会計予算（以下「予算」という。）第2条中「(1) 土地売却量 秋篠町外 11,660.58㎡」を、「(1) 土地売却量 三碓二丁目 827.47㎡」に改める。

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 収益的収入	1,982,300千円	△1,463,246千円	519,054千円
第1項 売却収入	1,967,246千円	△1,463,246千円	504,000千円
支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 収益的支出	1,402,900千円	△895,620千円	507,280千円
第1項 収益的費用	1,401,400千円	△895,620千円	505,780千円

(重要な資産の取得及び処分)

予算第6条「重要な資産の処分は、次のとおりとする。」

「(1) 処分する資産 土地 三碓二丁目 827.47㎡」とする。

平成21年度奈良市病院事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 平成21年度奈良市病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成21年度奈良市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	6,591,927千円	300,000千円	6,891,927千円
第1項 医業収益	6,343,038千円	300,000千円	6,643,038千円
支 出			
第1款 病院事業費用	6,591,000千円	300,000千円	6,891,000千円
第1項 医業費用	6,559,700千円	300,000千円	6,859,700千円

(平成22年 3 月15日揭示済)

奈良市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 3 月 4 日

奈良市固定資産評価審査委員会
委員長 田 邊 章 三

固定資産評価審査委員会

奈良市固定資産評価審査委員会告示第1号

奈良市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

奈良市固定資産評価審査委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14年奈良市固定資産評価審査委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「（平成13年奈良市条例第55号）」を「（平成21年奈良市条例第51号）」に、「奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14年奈良市規則第3号）」を「奈良市個人情報保護条例施行規則（平成21年奈良市規則第79号）」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月 4 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第2号

奈良市水道局工事検査規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3 月 1 日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

奈良市水道局工事検査規程の一部を改正する規程
奈良市水道局工事検査規程（昭和62年奈良市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「300万円以上の」を「130万円を超える」に改める。

第1号様式中「様」及び「㊤」を削る。

第4号様式中「㊤」を削る。

第7号様式中「様」及び「㊤」を削り、

検査年月日	年	月	日	を
除却報告書	確認印		配管図記入	
検査年月日	年	月	日	に

改める。

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- この規程の施行の際、現にこの規程による改正前の奈良市水道局工事検査規程の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成22年 3 月 1 日揭示済)

奈良市水道局告示第6号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規

程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年 3 月 4 日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日
株式会社 サンリーク	代表取締役 木下 雄志	大阪府大阪市淀川区宮原一丁目19番23号	平成22年 2 月25日

(平成22年 3 月 4 日揭示済)

奈良市水道局管理規程第3号

奈良市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年 3 月10日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

奈良市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程（平成14年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

本則中「（平成13年奈良市条例第55号）」を「（平成21年奈良市条例第51号）」に、「奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成14年奈良市規則第3号）」を「奈良市個人情報保護条例施行規則（平成21年奈良市規則第79号）」に改める。

附 則

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月10日揭示済)

奈良市水道局告示第7号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年 3 月15日

奈良市水道事業管理者
福 村 圭 司

名 称	代表者氏名	所 在 地	指定日
有限会社 成光設備	代表取締役 野口 一守	大阪府寝屋川市萱島東三丁目25番28号	平成22年 3 月 9 日

(平成22年 3 月15日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第4号

奈良市立狭川幼稚園は、平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日までの間、休園します。

平成22年 3 月 4 日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦
(平成22年 3 月 4 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 5 号

奈良市立小学校通学区域について（平成 8 年奈良市教育委員会告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成22年 3 月 5 日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

鶴舞小学校通学区域の部分中「学園北二丁目」の次に「鶴舞西町の一部（1 番街区）」を加え、青和小学校通学区域の部分中「鶴舞西町」を「鶴舞西町の一部（2 番街区）」

に改める。

附 則

この告示は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
(平成22年 3 月 5 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 6 号

奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第 7 号）第 4 条の規定により、平成22年 3 月 4 日次のとおり奈良市指定文化財を指定したので、同条例第 9 条の規定に基づき告示します。

平成22年 3 月 8 日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

分 類	件 名	数量	所有者・所在地	備 考
彫刻	木造大黒天坐像	1 軀	西大寺 奈良市西大寺芝町一丁目 1 - 5	室町時代
天然記念物	月ヶ瀬桃香野奥ノ谷のウメの古木	1 株	財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会 奈良市月ヶ瀬桃香野4267- 5	

(平成22年 3 月 8 日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 7 号

奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第 7 号）第 8 条の規定により、平成22年 3 月 4 日次のとおり奈良市指

定文化財の指定を解除したので、同条例第 9 条の規定に基づき告示します。

平成22年 3 月 8 日

奈良市教育委員会
委員長 杉 江 雅 彦

分 類	件 名	数量	所有者・所在地	備 考
天然記念物	月ヶ瀬桃香野のウメの古木	1 株	奈良市月ヶ瀬桃香野4627番地 北本義郎 所在地 奈良市月ヶ瀬桃香野4388番地	

(平成22年 3 月 8 日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 5 号

平成22年 3 月 2 日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第 1 項及び第75条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第11項、第 5 条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりです。

平成22年 3 月 2 日

奈良市選挙管理委員会
委員長 玉 永 進

50分の 1 の数 6,024人
6 分の 1 の数 50,200人
3 分の 1 の数 100,400人

(平成22年 3 月 2 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 7 号

奈良市農業委員会平成22年 3 月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第 4 号）第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成22年 3 月 5 日

奈良市農業委員会
農地部会長 右 原 正 卓

- 日時
平成22年 3 月12日（金） 午前 9 時30分
- 場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 北棟 6 階 第22会議室

3 審議案件

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第32条第 1 号に該当する転用の届出について
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 18条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地法第18条第 6 項の規定による通知の受理について
- (5) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (6) 農地法第 6 条第 1 項の規定による農業生産法人の要件確認について
- (7) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第 3 条第 3 項の規定による特定農地貸付けの承認申請について
- (8) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせん結果について
- (9) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (10) 知事許可について（2 月許可分）
(平成22年 3 月 5 日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第 1 号

平成22年 2 月10日、議会運営委員会の山中益敏委員が辞任したので、同日、高杉美根子議員を同委員に選任しました。

平成22年 3 月 8 日

奈良市議会議長

山 本 清

(平成22年 3 月 8 日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。